

※令和7年度の予算上限に達したため、補助金申請の受付を現在停止しています（令和7年5月26日付け）。

令和7年度浜松市動物被害対策補助金のお知らせ

浜松市ではイノシシ・シカ等の野生動物による農作物被害を防止するため、フェンス・電気柵等の資材費に対し補助を行っています。また、補助申請前に下記の鳥獣被害対策基本講座を受講すると補助率が上がります。ただし、予算が限られているため、申込み多数の場合、補助が受けられない場合があります。

電気柵・忌避効果資材・追払い資材・捕獲わなの場合

	補助率	補助金上限額
講座を受講した方	経費（消費税を除く）の10分の5以内	50,000 円
講座を受講していない方	経費（消費税を除く）の10分の2以内	20,000 円

防護施設（フェンス、ネット柵、ワイヤーメッシュ柵など）の場合

	補助率	補助金上限額
講座を受講した方	経費（消費税を除く）の10分の5以内	200,000 円
講座を受講していない方	経費（消費税を除く）の10分の2以内	80,000 円

複合柵（電気柵と防護施設を一体で整備）の場合

	補助率	補助金上限額
講座を受講した方	経費（消費税を除く）の10分の5以内	250,000 円
講座を受講していない方	経費（消費税を除く）の10分の2以内	100,000 円

鳥獣被害対策基本講座開催日

開催日	開催場所	開催時間	予約先電話番号等
令和7年4月17日	北行政センター 3階31会議室	午前10時～11時30分	予約先 523-1113 車はセンター西第2駐車場
令和7年5月14日	浜名区役所3階大会議室	午前10時～11時30分	予約先 585-1117
令和7年6月13日	天竜区役所21・22会議室	午前10時～11時30分	予約先 922-0030
令和7年7月10日	三ヶ日支所2階201会議室	午前10時～11時30分	予約先 523-1113
令和7年8月8日	春野支所2階会議室	午前10時～11時30分	予約先 983-0001
令和7年9月4日	北行政センター 3階31会議室	午前10時～11時30分	予約先 523-1113 車はセンター西第2駐車場
令和7年10月10日	龍山支所会議室	午前10時～11時30分	予約先 966-2111
令和7年11月20日	引佐支所2階会議室	午前10時～11時30分	予約先 523-1113
令和7年12月4日	歴史と民話の郷会館1階会議室	午前10時～11時30分	予約先 966-0001
令和8年1月30日	天竜区役所21・22会議室	午前10時～11時30分	予約先 922-0030
令和8年2月13日	水窪支所1階会議室A	午前10時～11時30分	予約先 982-0001

※受講を希望される方は、開催日の1ヶ月前から1週間前までに電話予約をしてください。
※この基本講座は、浜松地域鳥獣被害対策協議会の主催によるものです。以前に、この講座を受講された方は研修を受けた方になります。

＜補助金の交付の手続き＞

◎ 条件

- ・市税を完納している者であること。（申請書の同意欄へし点を記入していただきます。）
- ・浜松市暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと。（申請時の誓約欄へし点を記入していただきます。）

①市へ申請（申請時に必要なもの。必ず購入前に申請してください。）

- ・見積書（購入者・購入する内容・数量・金額及び消費税額がわかるもの）
- ・農地地番、設置面積、設置延長、被害量をメモして来てください（電気柵・防護施設）
- ・研修終了者はそれを証明する書面（修了証等のコピー）
- ・捕獲わな購入の場合は、申請者のわな猟免許証の写し

②施工（必ず交付決定後に購入設置してください。）

③市へ実施報告（設置後に必要なもの。）

- ・領収書等の支払い金額のわかるもの
- ・補助金の入金先がわかるもの（通帳のコピーなど）
- ・設置前・設置後・納品時商品の写真

※電気柵を申請された方は、更に電気柵電源装置と案内表示板の写真が必要です。
また、家庭用電源から電気を供給するタイプの電気柵は漏電遮断器の写真も必要になります。

問 合 せ 先	浜名区(旧北区)	農業振興課 北部農業グループ	電話： 523-1113
		(三ヶ日・引佐支所でも受付します。)	
	浜名区(旧浜北区)	農業振興課 浜北農業グループ	電話： 585-1117
	天竜区	農業振興課 天竜農業グループ	電話： 922-0030
		(水窪・佐久間・春野・龍山支所でも受付します。)	
	※上記以外	農業振興課 生産環境グループ	電話： 457-2332